

証券コード 6571
2022年9月8日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目12番24号
キュービーネットホールディングス株式会社
代表取締役社長 北 野 泰 男

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本年の株主総会につきまして、極力、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年9月27日（火曜日）午後5時までに書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2022年9月28日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区神宮前5-53-67 東京ウィメンズプラザ ホール |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 第8期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第8期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |

以 上

■ インターネットによる開示について

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.qbnet.jp>）に掲載させていただきます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査した書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年9月28日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年9月27日(火曜日)
午後5時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年9月27日(火曜日)
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

議決権の数 XX 股

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

〇〇〇〇〇〇

ログイン用QRコード

QRコード

〇〇〇〇-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1号・第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

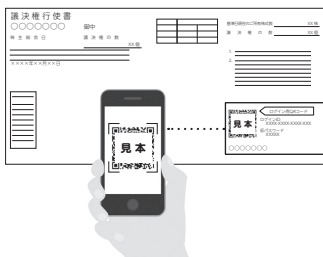
書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、議案につき、賛否のご表示のない場合は、会社提案に賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

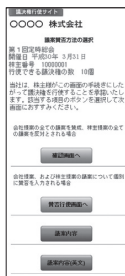
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

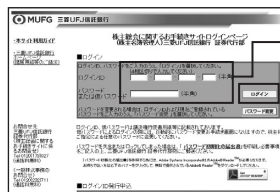
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

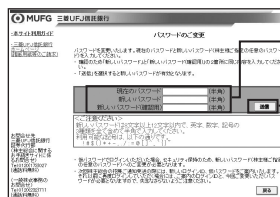
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

新型コロナウイルス感染症への対策に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、株主様の安全を第一に考え、本総会開催における対策を以下のとおりとさせていただきます。

株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

【株主の皆様へのお願い】

招集ご通知2～3頁の「議決権行使についてのご案内」に従いまして、極力、書面又はインターネット等により事前に議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただきますよう、お願い申し上げます。

【ご来場される株主様へのお願い】

- ・マスクの持参や着用などの感染予防対策にご配慮いただきますと共に、受付など会場内各所に消毒液を設置いたしますので、手指の消毒をお願い申し上げます。
- ・本総会は、株主様の座席の間隔を空けるため、ご用意できる席数を大幅に減少しております。そのため、当日ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます。また、当日、会場入口付近で検温をさせていただきます、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方のご入場をお断りする場合があります。予めご了承ください。

【当社の対応について】

- ・当日は当社出席者及び運営スタッフについても、体調を十分に確認の上でマスク（一部スタッフは手袋等）着用など感染予防対策を実施させていただきます。
- ・開催時間を短縮するため、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。当日ご出席される株主様におかれましては、事前に本招集ご通知をご覧くださいようお願い申し上げます。
- ・総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更になる場合がございます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

【当社ウェブサイト】 <https://www.qbnet.jp/ir/>

また、感染予防のため、その他必要な措置を講ずる場合がありますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束を心よりお祈り申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、その他資本剰余金を原資として、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割り当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 10円 配当総額 129,424,770円
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年9月29日（木曜日）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 第2条（目的）の変更

今後の事業展開等を勘案し、目的事項の追加を行うものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則第2条を設けるものであります。なお、本条は、期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (11) (条文省略) (新設)</p> <p>(12) 上記業務に付帯した一切の関連業務</p> <p>(イ) ~ (ロ) (条文省略)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (11) (現行どおり)</p> <p><u>(12)</u> 投資業及び各種コンサルティング業</p> <p><u>(13)</u> 上記業務に付帯した一切の関連業務</p> <p>(イ) ~ (ロ) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削除)
<p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新設)	<p>附則</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>2 本条は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の指名について公正性及び透明性を確保するため、取締役候補者全員について、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会に諮問し、その意見を尊重した上で取締役会において決議されております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
1	<p style="text-align: center;">北野泰男</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">再任</div> <p>生年月日 1969年6月26日</p> <p>性別 男性</p> <p>所有する当社の株式数 392,000株</p>	<p>2005年2月 キュービーネット株式会社 入社</p> <p>2005年9月 同社 取締役経営企画室長</p> <p>2006年3月 同社 取締役管理本部長</p> <p>2008年9月 同社 専務取締役経営企画室長兼管理本部長</p> <p>2009年10月 同社 代表取締役社長（現任）</p> <p>QB NET INTERNATIONAL HOLDINGS PTE. LTD. Director CEO（現任）</p> <p>QB NET INTERNATIONAL PTE. LTD. Director CEO（現任）</p> <p>2011年6月 QB House（Hong Kong） Limited Director CEO（現任）</p> <p>2012年2月 台和捷麗有限公司 董事（現任）</p> <p>2016年9月 当社 代表取締役社長（現任）</p> <p>QB HOUSE USA INC. Director（現任）</p> <p>（取締役候補者とした理由） 当社及びキュービーネット株式会社の代表取締役社長を務めており、ヘアカット事業の豊富な知識と経験を有しております。当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>

候補者番号	候補者	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
2	<p data-bbox="261 238 489 291">いりやま ゆうすけ 入山 裕左</p> <div data-bbox="261 329 489 367" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再 任</div> <p data-bbox="261 443 427 495">生年月日 1974年12月12日</p> <p data-bbox="261 518 306 579">性別 男性</p> <p data-bbox="261 601 465 654">所有する当社の株式数 91,300株</p>	<p data-bbox="535 201 1319 480">2003年 1 月 キュービーネット株式会社 入社 2004年 9 月 同社 取締役開発事業部長 2006年 3 月 同社 常務取締役開発事業部長 2013年12月 同社 常務取締役営業本部長 2015年 7 月 同社 常務取締役東日本事業本部長 2016年 9 月 当社 常務取締役 2019年 9 月 当社 専務取締役（現任） キュービーネット株式会社 専務取締役東日本事業本部長（現任）</p> <p data-bbox="520 511 1342 639">（取締役候補者とした理由） キュービーネット株式会社の東日本エリアの責任者を務めており、ヘアカット事業の豊富な知識と経験を有しております。当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>
3	<p data-bbox="261 737 489 790">みやざき まこと 宮崎 誠</p> <div data-bbox="261 828 489 866" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再 任</div> <p data-bbox="261 941 427 994">生年月日 1968年12月17日</p> <p data-bbox="261 1017 306 1078">性別 男性</p> <p data-bbox="261 1100 465 1153">所有する当社の株式数 64,000株</p>	<p data-bbox="535 700 1108 851">2001年 1 月 キュービーネット株式会社 入社 2004年 5 月 同社 取締役営業本部長 2013年12月 同社 取締役店舗運営本部長 2015年 7 月 同社 取締役西日本事業本部長（現任） 2016年 9 月 当社 取締役（現任）</p> <p data-bbox="520 881 1342 1010">（取締役候補者とした理由） キュービーネット株式会社の西日本エリアの責任者を務めており、ヘアカット事業の豊富な知識と経験を有しております。当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>

候補者番号	候補者	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
4	<p data-bbox="258 243 492 293">まつもと おさむ 松本 修</p> <p data-bbox="258 329 492 364">再 任</p> <p data-bbox="258 444 420 500">生年月日 1971年7月14日</p> <p data-bbox="258 523 299 579">性別 男性</p> <p data-bbox="258 601 462 657">所有する当社の株式数 84,000株</p>	<p data-bbox="535 202 1321 485">2004年1月 キュービーネット株式会社 入社 2013年9月 QB NET INTERNATIONAL HOLDINGS PTE. LTD. Director (現任) QB NET INTERNATIONAL PTE. LTD. Director (現任) QB HOUSE (Hong Kong) Limited Director (現任) 2013年12月 キュービーネット株式会社 取締役管理本部長 (現任) 2016年9月 当社 取締役管理本部長 (現任) QB HOUSE USA INC. Director (現任) 2018年9月 台和捷麗有限公司 董事 (現任)</p> <p data-bbox="535 515 1344 636">(取締役候補者とした理由) 当社及びキュービーネット株式会社の管理部門の責任者を務めており、ヘアカット事業の豊富な知識と経験を有しております。当社グループ経営の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約を継続し更新する予定であるため、各候補者が選任され就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は、会社訴訟、株主代表訴訟及び第三者訴訟等により被保険者が負担することになる争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。

(ご参考) スキル・マトリックス

第3号議案が原案通り承認された場合の当社の役員体制及び取締役が保有する知識と経験は、次のとおりです。

氏名	地位	企業経営	人材育成・ESG	営業・マーケティング	グローバル	財務・会計	法務・コンプライアンス	M&A・新規事業
北野 泰男	代表取締役社長	●	●			●	●	●
入山 裕左	専務取締役		●	●				●
宮崎 誠	取締役		●	●				
松本 修	取締役 管理本部長		●		●	●		
大宮 立	取締役 (監査等委員)					●	●	●
菊地 唯夫	取締役 (監査等委員)	●			●	●		●
斎藤 敏一	取締役 (監査等委員)	●	●					●
戸谷 圭子	取締役 (監査等委員)		●	●	●		●	

※上記の一覧は、各取締役の保有する知識と経験の全てを表したものではなく、会社として特に発揮を期待するスキルに●印をつけております。

以上

事業報告

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2021年7月1日～2022年6月30日）は、新型コロナウイルス感染症（以下、「本感染症」という。）の影響が長期化したことによって、各国の行政機関の防疫措置が継続され、テレワークや外出自粛等による来店客数へのマイナス影響が続きました。

このような事業環境の中で、当社グループは、お客様・従業員の安全を確保するための万全の感染防止策を講じることで、継続的に安心してサービスを利用・提供できる店舗運営に努めてまいりました。継続的な店舗運営により、国内の来店客数が大きく回復したこと等から、国内の雇用調整助成金等の収入は減少したものの、前年同期に比べ増収増益となりました。

売上収益は、引き続き本感染症の影響を受けつつも、前年同期に比べ1,630百万円増加し、20,564百万円となりました。各国の本感染症の状況及び売上収益への影響は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	増減額	増減額 (為替影響 除く)
国内	15,705	17,119	1,414	—
海外	3,228	3,444	216	△116
香港	1,769	1,795	25	△157
シンガポール	836	897	61	△19
台湾	513	549	35	△21
アメリカ	108	202	94	82
連結	18,933	20,564	1,630	△116

(注) グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しております。

<国内>

2021年7月に緊急事態宣言の発令、2022年1月にはまん延防止等重点措置が適用されましたが、感染防止策・衛生管理を徹底した上で営業を継続しました。前年に比べ営業時間を短縮した店舗数は減少し、また、ワクチン接種率の向上によって自粛ムードが和らいだことによる外出需要の広がりにより、来店客数が回復傾向となったため、売上収益は前年同期に比べ1,414百万円増加しました。

<香港>

2022年2月に新規感染者数が大きく増加したことに伴う防疫措置により、約1か月間全店が休業となり、再開後も防疫措置が継続されたため、来店客数は減少しましたが、円安に伴う為替影響により、売上収益は前年同期に比べ25百万円増加しました。

<シンガポール>

年間を通じて新規感染者数が増加したため、来店客数は減少しましたが、円安に伴う為替影響により、売上収益は前年同期に比べ61百万円増加しました。

<台湾>

年間を通じて新規感染者数が増加したため、来店客数は減少しましたが、円安に伴う為替影響により、売上収益は前年同期に比べ35百万円増加しました。

<アメリカ(ニューヨーク)>

新規感染者は断続的に発生しているものの、前年に実施されていた防疫措置が解除された影響で来店客数は回復し、価格改定及び円安に伴う為替影響もあり、売上収益は前年同期に比べ94百万円増加しました。

売上原価は、前年同期に比べ104百万円増加し、16,537百万円となりました。主な増減内容は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

項目	増減額	増減理由
賃料等	136	売上収益の増加に伴う歩合賃料の増加
業務委託料	126	委託店舗の売上収益の増加
償却費（減損店舗）	△71	前期の店舗減損による減少
消耗品費（クシ代）	△61	クシの再利用開始による仕入数の減少

販売費及び一般管理費は、前年同期に比べ155百万円増加し、2,621百万円となりました。主な増減内容は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

項目	増減額	増減理由
賞与	166	国内の期末手当の増加
求人費	36	国内のWEB上でのスタイリスト求人費用の増加
広告宣伝費	13	新規出店数の増加によるオープン時の販促費用の増加
人件費	△78	社内へアカットスクール研修生及び本社人員の減少

その他の営業収益は、国内の雇用調整助成金収入等の計上があった前年同期に比べ585百万円減少し、156百万円となりました。また、その他の営業費用は、店舗資産の減損損失が減少したこと等により、前年同期に比べ148百万円減少し、163百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上収益は20,564百万円（前連結会計年度比8.6%増）、営業利益は1,398百万円（同201.6%増）、税引前利益は1,250百万円（同336.6%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は856百万円（同251.4%増）となりました。

店舗展開につきましては、30店舗出店いたしました。出店地域は、国内に26店舗、海外は香港に2店舗、台湾に1店舗、アメリカに1店舗であります。また、国内は駅開発工事及び出店施設のリニューアル等により14店舗閉店、海外は本感染症の影響を考慮した立地評価の見直しに伴う統廃合等により10店舗閉店、合計24店舗閉店したことから、当連結会計年度末の店舗数は、前連結会計年度末より6店舗増加し、720店舗となりました。

なお、当社グループはヘアカット事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度は、新規出店や既存店のリニューアルを主な目的として設備投資を実施し、全体での設備投資の額は481百万円となりました。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度における金融機関からの新規借入実行はありません。

なお、当社グループの融資枠は、コミットメントライン契約及び当座貸越契約による融資枠の総額4,200百万円となります。当該融資枠の当連結会計年度末における借入実行残高は1,000百万円であります。

4. 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第5期 (2019年6月期)	第6期 (2020年6月期)	第7期 (2021年6月期)	第8期 (2022年6月期) (当連結会計年度)
	(国際会計基準)	(国際会計基準)	(国際会計基準)	(国際会計基準)
売上収益	20,864	19,089	18,933	20,564
営業利益	1,969	239	463	1,398
税引前利益	1,895	98	286	1,250
親会社の所有者に帰属する当期利益	1,272	104	243	856
基本的1株当たり当期利益(円)	102.64	8.29	19.09	66.55
資産合計	24,282	32,721	30,634	29,736
親会社の所有者に帰属する持分	9,797	9,786	10,156	11,387
1株当たり親会社所有者帰属持分(円)	784.54	768.46	792.22	879.85

5. 対処すべき課題

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって起きた事業環境の変化及びスタイリストの採用・労働環境の変化等を踏まえて、2023年6月期を初年度とする5か年を対象とした新たな中期経営計画「Reborn for 2027」を策定いたしました。

本中期経営計画は、これまで培ってきた当社グループの強みを事業環境の変化に適応させながら、さらに進化・発展させ、長期にわたって安定的に企業価値を向上できる基盤を構築するための経営目標、経営方針を策定したものであります。

本中期経営計画では、事業成長の源泉である『働く人：スタイリスト』に選ばれる会社となることを、最も重要な経営方針と位置付けております。スタイリストの待遇や働き方の改善に向けた人材投資を強化するほか、人材育成拠点の拡充を国内・海外で進めることで、従業員満足度の向上を図り、より多くのスタイリストに選ばれる会社となることを目指します。

当社グループで働くスタイリストの定着率を高めながら、新たな採用チャネルの拡充により採用数も伸ばすことで、国内の出店余地への新規出店によるシェア拡大、海外の既存国の再成長及び新しい都市への進出等、店舗拡大による事業成長を図ってまいります。

また、人材育成拠点の拡充によるスタイリストのカット技術・接客サービスの向上に加えて、新しい券売機の導入やアプリ開発等によるサービス拡充によりお客様の利便性を高めることで、サービス価値向上による事業成長も図ってまいります。

店舗拡大とサービス価値向上による収益拡大で得た資金を、スタイリストの人材投資に再分配することで、さらにスタイリストに選ばれる会社となり、次の店舗拡大とサービス価値向上による収益拡大につなげる、この事業成長を促す好循環を実現することで、長期にわたって安定的に企業価値を向上できる基盤を構築していきます。

本中期経営計画における数値目標は、以下のとおりであります。

	2022年6月期 (実績)	2023年6月期 (業績予想)	2025年6月期 (計画)	2027年6月期 (計画)
売上収益	205億64百万円	216億70百万円	261億円	300億円
営業利益	13億98百万円	15億円	25億円	30億円
期末連結店舗数	720店舗	723店舗	809店舗	917店舗

6. 主要な事業内容 (2022年6月30日現在)

当社グループは、ヘアカット専門店「QB HOUSE」及び多様なニーズに合わせたブランドである「FaSS」の店舗展開により、ヘアカットサービスを提供しております。

7. 主要な営業所並びに従業員の状況 (2022年6月30日現在)

(1) 主要な営業所

本店 東京都渋谷区
大阪支店 大阪市北区

(2) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,173名(405名)	63名減(24名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト及びパートタイマー)は、()内に外数で記載しております。
2. 当社グループは、ヘアカット事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5名(-)	2名増(-)	47.4歳	4.1年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト及びパートタイマー)は、()内に外数で記載しております。
2. 当社は持株会社のため、セグメント別の記載を省略しております。

8. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
キュービーネット株式会社	10百万円	100%	ヘアカット事業
QB NET INTERNATIONAL HOLDINGS PTE. LTD.	6百万SGD	100%	アジアにおける海外子会社の統括
QB NET INTERNATIONAL PTE. LTD.	2百万SGD	100% (100%)	ヘアカット事業
QB House (Hong Kong) Limited	14百万HKD	100% (100%)	ヘアカット事業
台和捷麗有限公司	39百万TWD	100% (100%)	ヘアカット事業
QB HOUSE USA INC.	500千USD	100%	ヘアカット事業

(注) 出資比率の()内は間接保有を内数で示しております。

(3) 特定完全子会社に関する事項

会社名	キュービーネット株式会社
住所	東京都渋谷区渋谷二丁目12番24号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	4,089百万円
当社の総資産額	6,424百万円

9. 重要な企業結合等

(1) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

(2) 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

(3) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

10. 主要な借入先及び借入額 (2022年6月30日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	6,539
株式会社みずほ銀行	2,671
株式会社三井住友銀行	961

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 48,000,000株
2. 発行済株式の総数 12,942,600株
3. 当事業年度末の株主数 5,482名

4. 上位10名の株主（2022年6月30日現在）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,614,000	20.20
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C USL NON-TREATY	2,545,300	19.67
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,181,300	16.85
インテグラル株式会社	592,300	4.58
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	409,387	3.16
北野 泰男	392,000	3.03
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 381572	274,000	2.12
野村信託銀行株式会社（投信口）	210,900	1.63
野村證券株式会社	153,500	1.19
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	122,900	0.95

（注）持株比率は、自己株式123株を控除し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日に当社役員が有する新株予約権等の内容の概要

名称	第1回新株予約権（2016年9月29日取締役会決議）
新株予約権の数	2,220個（注）1
保有人数 当社取締役（監査等委員である取締役を除く）	4名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 222,000株（注）1
新株予約権の発行価額	新株予約権1個につき735円
新株予約権の行使価額	新株予約権1個につき52,000円 （普通株式1株につき520円） （注）2
新株予約権の行使期間	2017年11月30日から2026年9月29日まで
新株予約権の主な行使条件	（注）3

（注）1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「対象株式数」という。）は、100株とする。
ただし、新株予約権の割当日以降に当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じとする。）又は株式併合を行うときは、当該調整の時点で未行使の本新株予約権に関して、次の算式により対象株式数を調整し、これに合わせて本新株予約権の目的である株式の数も調整される。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、「合併等」という。）を行う場合、当社普通株式以外の株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は、取締役会の決議により、必要と認める調整を行うものとする。

これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る行使価格の調整を併せて行う場合には、調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。

2. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。
調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生ずる日以降、これを適用する。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$

また、割当日以降に、当社がその時点における調整前行使価額を下回る価額で普通株式の発行又は当社が保有する普通株式の処分（ただし、当社の株主のみを割当先として行う場合に限り、当社普通株式の株式無償割当ての場合、合併等により新株を発行又は自己株式を処分する場合、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く。）を行う場合は、次の算式によりその時点における行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には、当該払込期間の最終日）の翌日以降、これを適用する。ただし、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処

分前において当社が保有する普通株式の数」、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分金額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{調整前行使価額}} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、当社普通株式以外の株式の発行もしくは自己株式の処分（当社の株主のみを割当先として行う場合に限る。）又は無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、当社普通株式以外の株式の発行もしくは自己株式の処分（当社の株主のみを割当先として行う場合に限る。）又は無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整する。

3. ① 新株予約権者は、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）において、2017年6月期から2019年6月期の3事業年度におけるいずれかの期のEBITDAが2,000百万円を超過している場合に、本新株予約権を行使することができる。なお、上記の判定に用いるEBITDAとは、営業利益に調整項目（減価償却費、資産除去費用償却費、ソフトウェア償却費、商標権償却費、のれん償却費、研究開発資産償却費、長期前払費用償却費、リース資産償却費、資産除去履行差額、資産除去債務利息費用）の額を加算した金額とし、適用する会計基準の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- ② 上記①にかかわらず、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
 - (i) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。
 - (ii) 当社普通株式につき、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (iii) 当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となった場合。
 - (iv) 当社普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額を下回った場合。
- ③ 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、この注3において「本新株予約権者」という。）が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することはできない。ただし、当社取締役会の決議により特に行使が認められた場合はこの限りではない。
- ④ 一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。
- ⑤ 本新株予約権者は、当社取締役会の決議により別段の決定がなされた場合を除き、本新株予約権の行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又はこれらに準じる地位もしくは従業員（契約社員、嘱託社員及びパートタイマーを含むがこれらに限らない。）の地位にある場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
- ⑥ 本新株予約権者は、以下の事由が生じた場合には、かかる事由の発生時点以後本新株予約権を行使することができない。
 - (i) 本新株予約権者が、破産手続開始又は民事再生手続開始の申立を受け又は自らこれらのうちいずれかの手続開始を申し立てた場合

(ii) 本新株予約権者が、会社の就業規則により懲戒解雇又は論旨解職の懲戒処分を受けた場合及びこれらに相当する行為を行ったと当社取締役会の決議により判断した場合

(iii) 本新株予約権者が当社の事前の書面による承諾を得ないで当社又は当社の子会社が営む事業と同一の事業又は直接・間接に競業する行為（当該事業又は行為を行う会社等の従業員、顧問、役員、相談役、代表者又はコンサルタントその他これと同等の地位を有する役職に就任することを含む。）を行った場合

⑦ 本新株予約権者は、本新株予約権に係る割当契約及び当社取締役会の決議にて別段の決定がなされた場合を除き、以下の区分に従って本新株予約権を行使する場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

(i) 当社の株式が日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所に上場される日までの間は、本新株予約権を行使することができない。

(ii) 当該上場日から起算して3年間は、割当てを受けた本新株予約権の70%に相当する数以下の本新株予約権に限り、本新株予約権を行使することができる。

(iii) 当該上場日の3年後の応当日以降は、割当てを受けた本新株予約権のすべてを行使することができる。

ただし、当該上場日以降であって、本新株予約権の行使期間が残り1年未満である場合には、本新株予約権者は、前記（i）乃至（ii）にかかわらず、その保有する新株予約権のすべてを行使することができる。なお、日本国内における金融商品取引所（店頭売買有価証券市場を含む。）又は外国の法令に基づいて設立された金融商品取引所から上場審査の過程で本号の修正又は廃止が必要な旨の指摘を受けた場合においては、当社は、当社取締役会の決議により本号を修正し又は廃止することができるものとする。

⑧ 前号の規定にかかわらず、本新株予約権者は、インテグラル株式会社、インテグラル2号投資事業有限責任組合及びIntegral Fund II (A) L.P.（以下、この注3において併せて「本組合ら」という。）がある時点において保有する当社株式のすべてを第三者に譲渡する旨の契約が締結され、かつ、当該契約が実行される場合（当社株式に付された担保権の実行として行われる当社株式の全部の譲渡又は処分がなされる場合を含む。以下、この注3において「本エグジット」という。）であって、本組合らから請求があった場合には、当該請求の日から5営業日の間（ただし、本エグジットの実行日までに限る。）は、本新株予約権者は保有する本新株予約権のすべてを行使することができるものとする。

2. 当事業年度中に当社従業員に対して交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2022年6月30日現在）

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	北野 泰男	キュービーネット株式会社 代表取締役社長 QB NET INTERNATIONAL HOLDINGS PTE. LTD. Director CEO QB NET INTERNATIONAL PTE. LTD. Director CEO QB House (Hong Kong) Limited Director CEO 台和捷麗有限公司 董事 QB HOUSE USA INC. Director
専務取締役	入山 裕左	キュービーネット株式会社 専務取締役東日本事業本部長
取締役	宮崎 誠	キュービーネット株式会社 取締役西日本事業本部長
取締役管理本部長	松本 修	キュービーネット株式会社 取締役管理本部長 QB NET INTERNATIONAL HOLDINGS PTE. LTD. Director QB NET INTERNATIONAL PTE. LTD. Director QB House (Hong Kong) Limited Director 台和捷麗有限公司 董事 QB HOUSE USA INC. Director
取締役（監査等委員）	大宮 立	キュービーネット株式会社 監査役 弁護士法人レックス法律事務所 代表社員 株式会社ビッグツリーテクノロジー&コンサルティング 社外取締役
取締役（監査等委員）	菊地 唯夫	ロイヤルホールディングス株式会社 代表取締役会長 京都大学経営管理大学院 特別教授
取締役（監査等委員）	斎藤 敏一	株式会社ルネサンス 代表取締役会長 執行役員
取締役（監査等委員）	戸谷 圭子	明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科 専任教授 株式会社マーケティング・エクセレンス マネージング・ディレクター ユアサ商事株式会社 社外取締役 株式会社新日本科学 社外取締役

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 大宮立氏、菊地唯夫氏、斎藤敏一氏及び戸谷圭子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員) 大宮立氏は弁護士の資格を有し、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要とされていないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当事業年度中の役員の異動は次のとおりであります。
- ① 2021年9月22日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって、監査役 細野幸男氏、石川敏夫氏及び上條謙司氏は任期満了により退任いたしました。
 - ② 2021年9月22日開催の第7回定時株主総会決議に基づき、大宮立氏、菊地唯夫氏、斎藤敏一氏は同日付で取締役を任期満了により退任し、監査等委員である取締役に就任しております。
5. 当社は取締役（監査等委員）大宮立氏、菊地唯夫氏、斎藤敏一氏及び戸谷圭子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

各監査等委員である取締役と当社は、会社法第423条第1項の賠償責任について、賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社訴訟、株主代表訴訟及び第三者訴訟等により負担することになる争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については補填の対象外としています。なお、当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しています。

4. 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年9月22日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(イ) 基本方針

QBハウスグループの基本方針は、ヘアカット事業を通じて本当に大切なことだけに集中することにより、お客様の快適な暮らしに貢献することである。さらに、「人が成長した分だけ企業は成長できる」という考えのもと、短期的な利益を重視した考えに偏ることなく、中長期的な視野に立って人材育成への投資を適切に行い、持続的な企業価値の向上を目指す方針である。

このような方針の下、当社の取締役の報酬等についても、現段階においては一時的な短期業績に連動させる報酬体系ではなく、中長期にわたり持続的な成長を図る環境の構築を実現するために、月例の固定報酬のみで構成し、これを現金で支給することとする。

(ロ) 固定報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

取締役の個人別の固定報酬の金額は、株主総会で決議された取締役の報酬の限度額の範囲内で、個々の取締役の職責、前年度の業績、従事者の給与水準、経済や社会情勢などを総合的に勘案し決定することとする。

(ハ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の固定報酬の金額は、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長が決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

・ 監査等委員会設置会社移行前

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	31 (4)	31 (4)	— (—)	— (—)	7 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	3 (2)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計	34 (6)	34 (6)	— (—)	— (—)	10 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬額は、2015年6月1日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（社外取締役は3名）でありました。
2. 監査役の報酬額は、2017年9月28日開催の定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（社外監査役は2名）でありました。
3. 取締役会は、代表取締役社長北野泰男氏に各取締役の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

・ 監査等委員会設置会社移行後

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を 除く） （うち社外取締役）	77 (一)	77 (一)	— (一)	— (一)	4 (一)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	18 (18)	18 (18)	— (一)	— (一)	4 (4)
合 計	95 (18)	95 (18)	— (一)	— (一)	8 (4)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、この（注）1において「取締役」という。）の報酬額は、2021年9月22日開催の定時株主総会において年額170百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（社外取締役は0名）でありました。
2. 監査等委員である取締役の報酬額は、2021年9月22日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は4名（社外監査等委員は4名）でありました。
3. 取締役会は、代表取締役社長北野泰男氏に各取締役の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

5. 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	地位	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
大宮 立	取締役（監査等委員）	弁護士法人レックス法律事務所 代表社員	取引関係はありません。
菊地 唯夫	取締役（監査等委員）	ロイヤルホールディングス株式会社 代表取締役会長	取引関係はありません。
斎藤 敏一	取締役（監査等委員）	株式会社ルネサンス 代表取締役会長 執行役員	取引関係はありません。
戸谷 圭子	取締役（監査等委員）	株式会社マーケティング・エクセレンス マネージング・ディレクター	取引関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員との兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	地位	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
大宮 立	取締役（監査等委員）	株式会社ビッグツリーテクノロジー & コンサルティング 社外取締役	取引関係はありません。
		キュービーネット株式会社 監査役	当社の完全子会社であります。
戸谷 圭子	取締役（監査等委員）	ユアサ商事株式会社 社外取締役	取引関係はありません。
		株式会社新日本科学 社外取締役	取引関係はありません。

③ 当期における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 への出席状況 (出席率)	監査等委員会 への出席状況 (出席率)	主な活動状況及び社外取締役 に期待される役割の概要
取 締 役 (監査等委員)	大宮 立	15回／15回中 (100%)	10回／10回中 (100%)	弁護士としての豊富な知識と経験をもとに、専門的な見地から適宜発言を行っており、当社の経営を監督する役割及び意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	菊地 唯夫	15回／15回中 (100%)	10回／10回中 (100%)	経営者としての豊富な知識と経験をもとに、経営全般に助言を行っており、当社の経営を監督する役割及び意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	斎藤 敏一	15回／15回中 (100%)	10回／10回中 (100%)	経営者としての豊富な知識と経験をもとに、経営全般に助言を行っており、当社の経営を監督する役割及び意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	戸谷 圭子	11回／11回中 (100%)	9回／10回中 (90%)	経営学及びマーケティング分野の専門家としての豊富な知識と経験をもとに、専門的な見地から適宜発言を行っており、当社の経営を監督する役割及び意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。

- (注) 1. 当社は、2021年9月22日開催の第7回定時株主総会をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しておりますが、取締役（監査等委員）大宮立氏、菊地唯夫氏及び斎藤敏一氏の取締役会への出席状況には、当該機関設計変更前における社外取締役としての出席回数を含めて記載しております。
2. 取締役（監査等委員）戸谷圭子氏は、2021年9月22日開催の第7回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外役員と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は11回であります。

5 会計監査人に関する事項

1. 名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社の監査等委員会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査時間及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当該事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の連結子会社の一部は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているErnst&Youngのメンバーファームによる監査を受けております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会は会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開等を総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保、そして経営活性化のための役職員へのインセンティブにも留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本としており、期末配当の決定機関は、株主総会であります。また、当社は機動的な配当対応を可能とするため、会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

2022年6月期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を総合的に勘案し、1株当たり10円とすることを本定時株主総会にお諮りします。

引き続き厳しい経営環境が予想されますが、安定的な配当の実現に向けて努力してまいります。

連結財政状態計算書

(2022年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	4,912	流動負債	6,340
現金及び現金同等物	3,724	営業債務及びその他の債務	235
営業債権及びその他の債権	915	借入金	1,707
その他の金融資産	29	リース負債	2,292
棚卸資産	92	未払法人所得税等	489
その他の流動資産	152	その他の金融負債	89
非流動資産	24,823	その他の流動負債	1,526
有形固定資産	1,360	非流動負債	12,008
使用権資産	5,116	借入金	8,439
のれん	15,430	リース負債	2,905
無形資産	116	その他の金融負債	76
その他の金融資産	1,937	繰延税金負債	22
繰延税金資産	748	引当金	553
その他の非流動資産	113	その他の非流動負債	10
		負債合計	18,348
		【資本の部】	
		親会社の所有者に帰属する持分合計	11,387
		資本金	1,289
		資本剰余金	4,829
		利益剰余金	4,987
		自己株式	△0
		その他の資本の構成要素	281
		資本合計	11,387
資産合計	29,736	負債・資本合計	29,736

(注) 記載金額は百万円未満切捨てで表示しております。

連結損益計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	20,564
売 上 原 価	△16,537
売 上 総 利 益	4,026
そ の 他 の 営 業 収 益	156
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△2,621
そ の 他 の 営 業 費 用	△163
営 業 利 益	1,398
金 融 収 益	13
金 融 費 用	△161
税 引 前 利 益	1,250
法 人 所 得 税 費 用	△393
当 期 利 益	856
当 期 利 益 の 帰 属 親 会 社 の 所 有 者	856
当 期 利 益	856

(注) 記載金額は百万円未満切捨てで表示しております。

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	1,824	流動負債	70
現金及び預金	573	未払金	6
関係会社短期貸付金	1,136	未払費用	3
未収入金	108	未払法人税等	45
その他	5	預り金	4
固定資産	4,600	その他	10
投資その他の資産	4,600	負債合計	70
関係会社株式	4,556	【純資産の部】	
その他	43	株主資本	6,266
		資本金	1,289
		資本剰余金	4,829
		資本準備金	3,328
		その他資本剰余金	1,501
		利益剰余金	147
		その他利益剰余金	147
		繰越利益剰余金	147
		自己株式	△0
		新株予約権	88
		純資産合計	6,354
資産合計	6,424	負債・純資産合計	6,424

(注) 記載金額は百万円未満切捨てで表示しております。

損益計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	742
営 業 費 用	352
営 業 利 益	390
営 業 外 収 益	27
経 常 利 益	417
特 別 利 益	0
特 別 損 失	175
関 係 会 社 株 式 評 価 損	175
税 引 前 当 期 純 利 益	242
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	40
法 人 税 等 調 整 額	△1
当 期 純 利 益	203

(注) 記載金額は百万円未満切捨てで表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月22日

キュービーネットホールディングス株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 滑川雅臣
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中野裕基
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キュービーネットホールディングス株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、キュービーネットホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月22日

キュービーネットホールディングス株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 滑川雅臣
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中野裕基
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キュービーネットホールディングス株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他の使用人等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月23日

キュービーネットホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員	大宮立	Ⓜ
監査等委員	菊地唯夫	Ⓜ
監査等委員	斎藤敏一	Ⓜ
監査等委員	戸谷圭子	Ⓜ

- (注) 1. 監査等委員である大宮立、菊地唯夫、斎藤敏一及び戸谷圭子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は、2021年9月22日開催の第7回定時株主総会をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移したため、2021年7月1日から同定時株主総会終結の時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

株主総会 会場ご案内図

会場

東京ウィメンズプラザ ホール

東京都渋谷区神宮前5-53-67



■交通のご案内

JR・東急東横線・京王井の頭線・
東京メトロ副都心線

渋谷駅
宮益坂口 徒歩12分

東京メトロ銀座線・半蔵門線・
千代田線

表参道駅
B2出口 徒歩7分

都バス（渋88系統）
青山学院前バス停
徒歩2分

- ※駐車場の用意はございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。
- ※当日ご出席の株主様への粗品のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

※株主総会当日のご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。